

こ青第 4081 号
令和 2 年 2 月 28 日

関係小学校長様

こども青少年局企画部青少年課
放課後事業担当課長

新型コロナウイルス感染症予防に係る臨時休業時の児童の
受け入れの連携について（通知）

新型コロナウイルス感染症予防に係る臨時休業中の児童の受け入れについて、先般の通知により学校といきいきで連携を図ることとしているところです。

その運用について、次のとおり取り扱いをお願いいたします。

記

- 1 いきいきでの受け入れ時間について
14 時 30 分以降の時間でいきいきの指導員と調整をお願いします。
なお、受け入れは最長 18 時 00 分を原則とします。
- 2 受け入れる児童の情報連携について
いきいきは参加児童数等により、指導員の配置を決定しています。
受け入れる児童の情報について、いきいきに密に連携をお願いします。
受け入れの決定の際には、可能な限りこの 2 週間の受け入れ予定を確認いただき、
連携をお願いします。
- 3 活動場所について
感染防止の観点から、必要に応じて活動場所（図書室・多目的室等）をお貸しいた
だきますようお願いいたします。
- 4 保険の取扱いについて
今回の対応においては、いきいきに登録していない児童の受け入れる可能性があります。
もし事故等が起こった際の保険の取り扱いについては、都度協議とさせていただきます。
- 5 児童の下校の確認について
いきいきが引き継いだ後も、事故や発熱等体調を崩す可能性もありますので、最後
の児童が下校するまでの間の連絡体制の構築をお願いします。